

埼玉県小規模企業振興基本条例

平成二十九年十二月二十六日
条例第四十四号

埼玉県小規模企業振興基本条例をここに公布する。

埼玉県小規模企業振興基本条例

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「商工団体」とは、埼玉県中小企業振興基本条例（平成十四年埼玉県条例第九十八号）第二条第二項に規定する商工団体をいう。

(基本方針)

第三条 小規模企業の振興は、小規模企業者の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進することを基本とする。

(小規模企業の振興施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく小規模企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進に関する施策
- 二 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進に関する施策
- 三 創業の促進及び事業の承継の円滑化に関する施策
- 四 経営及び事業活動に必要な人材の育成及び確保に関する施策
- 五 地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資する事業活動の推進に関する施策
- 六 商工団体の活動の促進に関する施策

(県の責務)

第五条 県は、第三条の基本方針に基づき、国及び市町村並びに商工団体その他の地域の多様な主体との緊密な連携を図りつつ、前条の施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、第四条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村等への支援)

第七条 県は、市町村及び商工団体が取り組む小規模企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

(小規模企業者の努力)

第八条 小規模企業者は、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業活動に関し、地域における他の小規模企業者、商工団体その他の地域の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第九条 県民及び小規模企業の事業に関係のある者は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に寄与することを理解し、小規模企業の事業の持続的な発展に協力するものとする。

(議会への報告)

第十条 知事は、小規模企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。